

経過措置料金規制の解除基準と 都市ガス事業者の状況

2026年3月31日

資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい事項について

- 経過措置料金規制が存置されている東邦ガスについて、都市ガスの不正受注事案に係る業務改善計画のフォローアップが2025年9月に終了したことを踏まえ、第6回ガス事業環境整備WG（2026年1月23日）において、同社に係る指定旧供給区域等の競争状況を確認いただき、経過措置料金規制の解除基準を充足し、解除の判断ができるか御議論いただいた。
- その結果、解除基準を満たしていることから、指定解除の判断に関して、パブリックコメントを募集し、電力・ガス取引監視等委員会（監視等委）への意見聴取を行ったうえで、最終的に判断することとされた。
- 今回は、パブリックコメントの募集結果や監視等委への意見聴取の結果を踏まえ、東邦ガスに係る経過措置料金規制の解除の判断について、御議論いただきたい。

経過措置料金規制の解除基準について

- 経過措置料金規制については、**次の①～④のいずれかに該当する場合**に解除ができることとされているが、そのいずれかに該当する場合であっても、**適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、解除を行わないもの**とされている。

経過措置料金規制解除基準	趣旨
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	<ul style="list-style-type: none">✓ 独占禁止法においては、市場シェアが50%超であることが「独占的状态」の要件の1つ。✓ 市場シェア（都市ガス利用率）が50%以下である場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。
②直近3年間のフロー競争状況	<ul style="list-style-type: none">✓ 旧一般ガスみなしガス小売事業者の獲得件数の半数以上を、他燃料事業者・他ガス小売事業者が獲得している場合には、十分な競争圧力が働いているものと考えられる。✓ 直近の競争状況を正しく評価する観点から、直近3年間の合計ベースで判断。
③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上	<ul style="list-style-type: none">✓ 公正取引委員会が公表している主要な企業結合事例では、シェア10%以上の競争者が存在し、かつ当該競争者に十分な供給余力がある場合には、当該競争者は有力な競争者であり、企業結合を行おうとする者に対する牽制力として機能すると評価されていることが一般的。✓ したがって、他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上であり、かつ十分な供給余力がある場合には、他のガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数	<ul style="list-style-type: none">✓ 小売料金の低下が継続的に進んでいる場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者からの十分な競争圧力が働いている可能性が高い。✓ 多数の需要家が自由料金メニューによって供給を受けることとなり、指定旧供給区域等小売供給約款に基づく料金メニューで供給を受ける需要家が限定的となっている場合には、経過措置料金規制を課す必要性が乏しいと考えられる。

東邦ガスの経過措置料金規制の解除について

- 東邦ガスの基準達成状況を整理すると下図のとおり。
- 経過措置料金規制を解除するに当たっては、以下①～④の解除基準のいずれかを満たしているかどうかに加え、**「適正な競争関係が確保されていると認められない」事由がないかどうかもしっかりと確認しながら総合的に判断**することとしているところ、消費者を含めた関係者からの御意見を広く聴取する観点から、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて最終的に解除して差し支えないか判断することとしている。
- 本件についても、今後、**パブリックコメントの結果や監視等委への意見聴取の結果を踏まえて、解除して差し支えないかどうかを総合的に判断することとしてはどうか。**
- なお、仮に経過措置料金規制が解除されることとなった場合でも、解除の日から3年間は**特別な事後監視**を実施し、小売料金の合理的でない値上げが行われていないか確認することで、需要家の利益を保護していくとともに、更なる競争促進策を通して、需要家利益の増進を図っていく。

東邦ガスの状況まとめ

	東邦ガス
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	× (50.6%)
②直近3年間のフロー競争状況	○
③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上	○ (17.7%)
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数	×
備考	<ul style="list-style-type: none"> 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。

パブリックコメントの募集結果について

- 令和8年1月23日から2月21日にかけてパブリックコメントを募集したところ、**価格監視体制の継続やエネルギーの安定供給に関する提出意見が1件**あった。

御意見の内容

御意見に対する考え方

私は、本指定の解除案が、日本国民の生活基盤であるエネルギー供給の安定性と安全性に多大な影響を及ぼすものであると考え、日本人の健康、安全、および国益を永久に守る観点から、以下の通り厳格な対応を強く求めます。

1. 燃料高騰時における「生活防衛」と価格監視体制の継続

「自由競争が確保されている」という判断の下で規制料金が廃止されることは、国際情勢の悪化や円安に伴う燃料価格の高騰分が、無制限に日本国民の家計に転嫁されるリスクを孕んでいます。

意見： 指定を解除するにあたっては、単なる販売会社数の比較だけでなく、燃料価格が急騰した際に国民の生命・健康を維持できる「セーフティネットとしての価格上限」や「厳格な監視体制」を維持してください。特に冬季の暖房利用などは生存権に直結するため、市場原理のみに委ねるべきではありません。

2. エネルギーインフラの「外資支配」に対する厳格な防衛措置

ガス供給網は日本の国土に根差した重要インフラであり、その経営権が外国資本や不透明な背景を持つ資本に握られることは、安全保障上の重大な脅威です。

意見： 指定解除によって事業の自由度を高める一方で、事業者の資本構成に対する監視を強化してください。外資が日本のエネルギー基盤を実質的に支配し、利益の海外流出や有事の際の供給停止といった事態を招かないよう、外資規制の維持・強化を解除の絶対条件とすべきです。

3. 災害大国における「安定供給義務」と復旧能力の維持

効率化を優先するあまり、災害時の復旧コストや設備投資が削減されることは、国土保全の観点から断じて容認できません。

意見： 指定解除後も、地震や津波などの災害時における供給復旧義務を、規制料金時代と同等以上の厳格さで維持してください。「自由化」がインフラの老朽化放置や保全意識の低下を招かないよう、保安・復旧体制の維持を公的に保証させる仕組みを求めます。

4. 不採算地域・過疎地における「供給格差」の防止

意見： 利益優先の経営判断により、採算の合わない地域へのサービス低下や撤退が行われないう、**「ユニバーサルサービス」としてのガス供給の安定性を、国の責任において担保し続けてください。**日本全国どこに住む日本人の健康・安全も等しく守られるべきです。

エネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、エネルギー安全保障の確保はいつの時代も我が国の最優先課題の一つです。

周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。第7次エネルギー基本計画では、「我が国のエネルギー政策の要諦は、安全性（Safety）を大前提に、エネルギー安定供給（Energy Security）を第一として、経済効率性の向上（Economic Efficiency）と環境への適合（Environment）を図るという、「S + 3 Eの原則」にある」と明記するなど、S + 3 Eの原則がエネルギー政策を進める上での基本原則であることを示しており、これは都市ガスの安定供給の観点からも同様です。

自由化されたガス小売市場が健全に機能しているかについては、電力・ガス取引監視等委員会において監視を行っております。仮に経過措置料金規制が解除されることとなった場合でも、解除の日から3年間は特別な事後監視を実施し、小売料金の合理的でない値上げが行われていないか確認することで、需要家の利益を保護していくとともに、更なる競争促進策を通して、需要家利益の増進を図ってまいります。

さらに、日本のエネルギー市場では、外国企業・外国資本も原則として参入が認められていますが、外為法に基づく規制など一定の場合には規制が課されております。

また、ガス導管事業は現在も規制されており、保安に必要な費用は認可申請の対象となる託送料金の原価にも計上されるほか、消費機器調査・危機発生防止周知についてはガス小売事業者、緊急時の対応とガス工作物の漏えい検査はガス導管事業者が担うなど、自由化以降もガス事業者において保安責任を担うこととしています。

今後とも、S + 3 Eの原則に沿ってエネルギー政策を進めてまいります。

電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取の結果について

- 東邦ガスに係る指定旧供給区域等の指定の解除について、監視等委に対して意見を求めたところ、指定を解除することに異存はない、との回答があった。

経済産業省

20260224資第13号
令和8年3月2日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第36条第1項第5号の規定に基づき、東邦瓦斯株式会社に係る同法附則第22条第2項の指定旧供給区域等の指定の解除について、貴委員会の意見を求めます。

経済産業省

20260303電委第2号
令和8年3月23日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除について（回答）

令和8年3月2日付け20260224資第13号により、貴職から当委員会に意見を求められた、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第2項の規定に基づく標記の件については、指定を解除することに異存はありません。

今後の進め方について

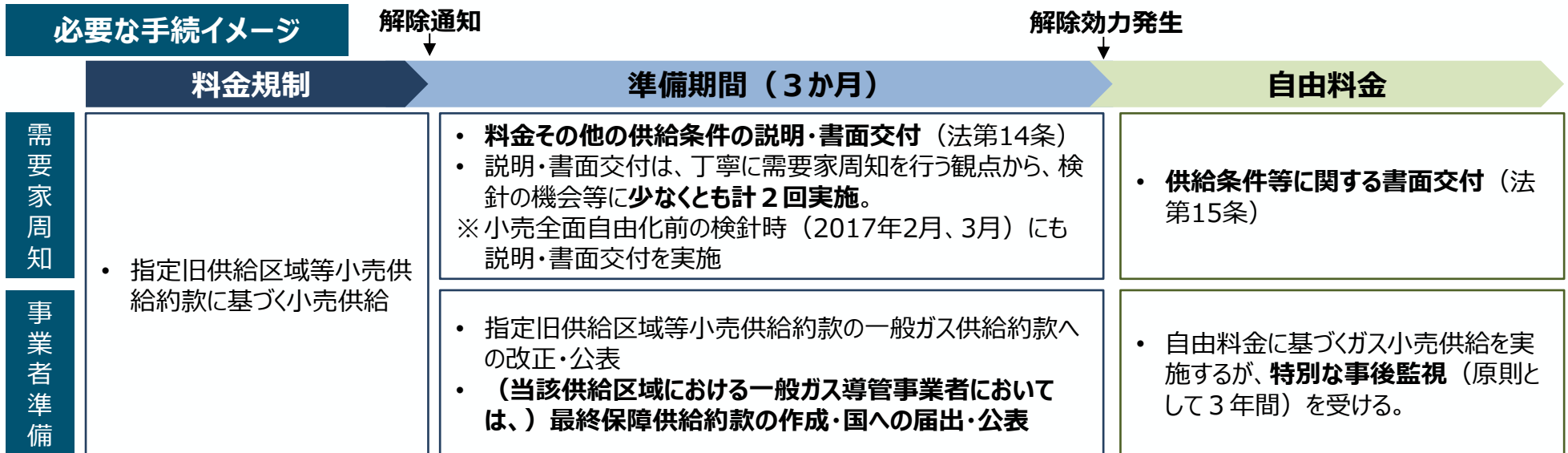
- 東邦ガスについては解除基準を満たしており、また、パブリックコメントの募集結果や監視等委への意見聴取の結果、解除しても差し支えないと考えられることから、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。）附則第22条第2項の規定に基づき指定を解除することとしてはどうか。
- 本議論については、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会に報告することとしていたため、今回の議論の結果について、同小委員会に報告することとする。なお、指定の解除日については、ガス事業者における需要家への周知や必要な手続きの対応も踏まえ、同小委員会における報告のタイミングに合わせて決定することとしたい。
- また、第6回の本WGにおいて報告したとおり、解除の日から3年間は、特別な事後監視を行っていく。

【参考】需要家保護等のために必要な手続について（解除することとなった場合）

- 経過措置料金規制を解除することとなった場合、規制の解除に係る需要家周知を十分に行い、また、事業者において必要な準備を行う時間を確保する観点から、解除通知の日から解除の効力発生日までは一定の期間を設けることとしたい。（※1）
- 具体的には、需要家に対して規制解除後に適用される料金その他の供給条件を記載した書面を交付（月に1度の検針の機会等に、少なくとも計2回実施することが望ましい。）して説明を行うとともに、当該供給区域における一般ガス導管事業者においては、ガス事業法に基づく最終保障供給約款の作成、届出、公表等が必要となることから準備期間として3か月を確保することとしたい。（※2）
- また、解除の日から3年間は特別な事後監視を実施し、小売料金の合理的でない値上げが行われていないか確認することで、需要家の利益を保護していくとともに、更なる競争促進策を通して、需要家利益の増進を図っていく。

※1 経過措置料金規制解除後も指定旧供給区域等小売供給約款と同じ供給条件が引き継がれる場合は、経過措置料金規制解除の効力発生日に現行の指定旧供給区域等と同じ供給条件を定めた小売供給契約を需要家との間で締結している状態となり、料金その他の供給条件の説明、書面交付義務が課せられる。

※2 これまでに経過措置料金規制が解除された事業者においても同様に3か月の準備期間を設けて需要家周知等を行っている。



○ガス事業法(昭和29年法律第51号)

(定義)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業(ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。)をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要(ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。)に応ずるガスの供給を保障するための小売供給(以下「最終保障供給」という。)を行う事業(ガス製造事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。

6～13 (略)

(供給条件の説明等)

第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約(以下「小売供給契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「ガス小売事業者等」という。)は、小売供給を受けようとする者(ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。)と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(書面の交付)

第十五条 ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき(小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき)は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所

二 契約年月日

三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(託送供給義務等)

第四十七条 (略)

2 一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給を拒んではならない。

3 (略)